

流山市農業委員会
平成24年第2回
総会議事録

平成24年2月27日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第2回総会議事録

1 期 日 平成24年2月27日(月)

2 場 所 流山市ケアセンター第3研修室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第8号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1
(2) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について	8
(4) 議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	11
(5) 議案第12号 農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)(市許可)について	12
(6) 議案第13号 農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)(県許可)について	14
(7) 報告第4号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	21
(8) 報告第5号 合意解約の通知について	22

(9) 報告第6号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について	23
(10) 報告第7号 平成23年賃借料水準について	24
(11) 報告第8号 専決処理の報告について	25

開会 午後3時00分

高市議長 大変このところ、寒くなったり温くなったり、不陽気な日が続きますので、十分にですね身体に気を付けていただきたいと思います。また、風邪が大分流行っているようでございますので、その点についてもですね、十分注意していただきたいと思います、このように思います。

それでは、ただ今から平成24年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

2番、小倉委員、3番、山崎委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第8号の「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」から議案第13号の「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」(県許可)までの6議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第4号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第8号の「専決処理の報告について」までの5項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。
吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第8号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。
平成24年2月27日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請地ですが、申請地は流山市名都借にございます土地で、登記簿地目が畑、現況地目は宅地、面積につきましては、1筆で220㎡でございます。今回土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

今月の許可を要しない証明願については、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

なお、本案につきましては、次の議案第9号の1番の案件と関連がありますので、議案第9号に先立ち審議を行いました。

最初に、申請地の状況であります。東小学校の北約150mに位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地の一部となっております。

申請地は、平成11年11月20日に父親から相続を受けた農地ですが、昭和55年に自宅を建て替えたときから宅地の一部として利用され、現在に至っているとのことでございます。

このほど、申請者のお子さんが分家住宅を建築するに当たり、敷地の一部に使用したいということで、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、証明願があったものでございます。

なお、今回の申請書の提出にあたっては、昭和63年2月に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上前から、宅地の一部として利用されていたことが確認できたため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方、いらっしゃい

ますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第9号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年2月27日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番でございます。まず、権利者ですが、権利者は柏市豊四季に在住されている方でございます。

次に、申請地ですが、流山市名都借の畑、1筆、97㎡で、転用目的につきましては、分家住宅用地とするものです。

なお、5条による申請面積は97㎡ですが、これに先ほどの議案第8号にありました土地、面積は220㎡でございましたが、そのうちの87.88㎡を足しまして、全体の開発面積としては185.41㎡とする計画でございます。

議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

次に、2番でございますが、権利者は流山市内において主に一般廃棄物や資源ごみの収集運搬業務を行っている法人でございます。次に申請地ですが、流山市下花輪借の畑、1筆、1,204㎡で、転用目的につきましては、資材置場用地とするものです。

議案案内図につきましては、3ページと4ページでございます。

今月の5条許可申請につきましては、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告

を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件であります。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

まず、1番について御報告いたします。

最初に、移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は分家住宅を建築しようとするものでございます。

先ほどの議案第8号で御審議いただきました非農地証明の敷地と併せ、分家住宅を建築するため、申請があったものでございます。

権利者、義務者の方は、申請地以外に土地を所有していないため、当該農地について農地転用許可申請があったものでございます。

申請理由につきましては、権利者は現在、柏のアパートに居住しているということですが、子供も2人となり、2LDKの間取りでは手狭になったので、母親の所有する土地を借り受け、分家住宅を建築しようとするものでございます。

なお、本家は、申請者の姉が継いで行くということでありませう。

次に、事業計画の概要であります。開発面積併せて185.41㎡の土地に、建築面積61.41㎡の専用住宅1棟を建築しようとするものでございます。

次に、雨水、雑排水の処理対策については、敷地内に設置する合併浄化槽で処理後、本家の排水溝へ放流する予定とのことです。また、周辺農地への土砂流出等の被害防除対策につきましては、前面道路部分にはコンクリート土留めを設けるため、申請地周辺農地に被害は出ないということでありました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、東小学校の北約150mに位置し、周囲はブロック塀で取り囲まれておりましたが、畑として使用されており、周囲は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、建築費が2千988万9千300円であり、自己資金が668万3千774円、残りの資金については、家族からの借入金で賄う予定であり、各家族名義の金融機関からの残高証明書が添付されております。

また、各家族の資金を利用するに当たり、各家族からの承諾書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

ます。

次に、2番について御報告いたします。

最初に、移転の原因は売買でございまして、転用目的は資材置場を建設しようとするものでございます。

申請理由でございしますが、権利者は、昭和42年7月に会社を設立し、市内のし尿の汲み取り、資源ごみ等の収集、浄化槽の清掃維持管理などの業務を行う法人でございます。

この度、流山市が平成21年度に策定した流山市一般廃棄物処理基本計画及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、平成24年4月から、ビン・缶等の資源物の行政回収が廃止となり、集団回収のみに切り替わることから、同社が同業務の分別回収業務の一部に参入を予定しているため、農地を購入し、転用しようとするものであります。

回収に当たっては、資源物の分別が必要とのことであり、作業のできる土地を探しておりましたが、本社周辺で資源回収物の分別場としての利用について、住民の理解を得ることが出来なかったということでありました。

そこで、土地を探したところ、流山市クリーンセンターにほど近い農地について、所有者の協力が得られたため申請があったものでございます。

申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山市クリーンセンターの南東約100mに位置し、周囲は農地と宅地が混在している区域であり、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございしますが、資材置場は2段の平場による砂利敷きとし、また、周辺農地への土砂流出等の被害防除対策として、周囲にコンクリート板土留め及びブロック塀を設置し、土砂の流出防止を図るということでありました。

また、雨水対策については、砂利敷きのため敷地内で浸透処理するというところでございます。

申請地の近隣農地所有者へ説明したところ、特に意見はなかったということでもございました。

資材置場に要する費用は、用地費が3千100万円、整地費が510万円、計3千610万円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、建物は必要ないということであり、該当ございません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議

の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、1番、2番とも許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番（水代委員）1番の件ですが、使用貸借ということですがけれども、これは親子間ですよ。その貸借の契約というものはどのようになっているのでしょうか。

吉田次長 ただ今の御質問でございますが、おっしゃるとおり、権利者、義務者の関係は親子でございます。そして権利の種類は使用貸借、タダでの貸し借りということでございますので、特に契約書等はないものと思っております。以上です。

高市議長 水代委員、よろしいですか。

14番（水代委員）使用貸借の契約書がないとですね、例えば親子間でお袋さんが亡くなったときに相続になりますよね。そうすると本家の方はお姉さんが継ぐんだということですが、その時に相続で案分するなり分割協議をすると思うんですが、相続の時期が早けりゃ早いほど、無償貸与でやっている場合には相続財産に加わってきますし、そういうのをきちんとしてあげた方が親切じゃないかなと思うんですよね。

山口次長補佐 今、水代委員から御質問ありましたけれども、実際所有者からですね、土地の使用承諾書というものが権利者の方に出ております。ですので、これについては問題ないのかなと思います。

高市議長 よろしいですか。使用承諾書というものが出ているそうです。

14番（水代委員）はい。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

7番（青野委員）全会一致で許可相当ということですから、結構なんですけれども、事務局でですね、市長部局のリサイクル推進課ですか、この辺との関連はどのようにされました。

山口次長補佐 青野委員から御質問のありましたリサイクル推進課との調整ということなんですけれども、流山市一般廃棄物処理基本計画でですね、今まで行政回収と集団回収というものがあったわけですね、平成24年4月からこの行政回収という、行政による回収が無くなってしまおうということなんです。それで今度集団回収にエントリーするということです。そのため、前回は北部地域の収集業者の方からエントリーするということで資材置場と駐車場整備に

ついて許可を行いました。今月は、この収集業者がですね、集団回収でエントリーしたいということで自分の資材置場を確保するという形になりましたので、これにつきましてはクリーンセンターにも確認させていただきました。これは指定は受けるのですかというお話をしたんですけれども、これは入札でやるものではないということで回答はいただいております。ですので、企業が参入するというのであれば、それは阻止することはできないという形でした。以上でございます。

(午後3時24分、中村彰男委員出席、入室)

7番(青野委員)それで結構なんですけれども、やはり資源物を回収するということで、こういう恒久転用が出てきたということですから、前回の清運社もそうですよね、今回も清運社が出てきた訳ですから、その資源物を回収する協同組合に入っているか入っていないか、それで民間だからといってね、そういうところを確認をして、そして協同組合に入っていて、流山市の資源物を4月1日から回収するからこういう恒久転用が必要なんです、というところをね。農業委員会と市長部局のリサイクル推進課との連携、気を付けてされてますよと。そういうことが確認されれば、この転用が全くそのとおりになる訳だからね。

高市議長 はい、局長。

岡田局長 青野委員から御指摘をいただきました、前回のさん、また、今回のさんについては、ともに組合としてですね、これまで流山市のごみ処理行政に深く関わっていただいて、協力業者さんということで、今後、新たに収集手法が変わったということに関して、やはり信頼ある業者さんとしてですね、また、業体に参入していただけるということで、大いに私たちも期待をしているところでございますし、そういったことについて確認を取らせていただきました。必ずや手を挙げていただけるということで、信頼のおける業者さんです。

7番(青野委員)はい、以上です。

高市議長 ほかに御質問ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第10号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年2月27日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、1番でございますが、これは、新規によるものでございます。利用権を設定しようとする土地は、流山市下花輪の田、2筆で、2,062㎡です。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

2番以降につきましては、更新によるものでございます。また、2番から7番につきましては権利者も同じ方でございますので、一括して御説明させていただきます。

初めに、利用権を設定しようとする土地はいずれも流山市平方にある畑で、一団の農地として連たんしております。筆数は、合計8筆、面積は、合計で4,117㎡でございます。

議案案内図につきましては、6ページでございます。

そして、最後になりましたが、この2番から7番の畑は、農用地利用集積制度を使って、平成23年の1月から賃貸借が行われていた農地でございましたが、昨年の末に賃貸借の合意解約が行われました。こうしたことから、今までの耕作者に代わり、新たな耕作者として柏市の方からの利用申出があったものでございます。なお、合意解約の通知につきましては、この後の報告第5号で御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今月の利用集積計画につきましては、以上の7件でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新によるものが6件であります。

最初に新規でございますが、権利者の職業は農業で年齢は34歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約9.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに10年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、更新でございますが、2番から7番については、権利者は柏市の方で、職業は兼農で年齢は46歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約0.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑には麦、絹サヤ、キャベツなどが栽培されておりました。

本件については、後ほど報告第5号で御報告いたしますが、平成23年12月31日付けで合意解約があった土地であります。新たな権利者により、6年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(水代委員) 私もよく分からないので、お聞きしたいんですが、平成23年に前の権利者との合意解約がされているんですね。そうすると今度権利者が変わった場合には、これって新規になるんじゃないんでしょうか。権利者が変わっても継続という形になるんですか。そこのところが良く分からないので教えて下さい。

山口次長補佐 それでは、水代委員の御質問でございますが、権利者が変わってもですね、今まで利用集積で使われていた土地については、それをそのまま継続という形になります。ということは、更新という形で扱っていただいております。全く新しいところを借りるということになれば、それは新規になりますけれども、権利者が変わっても使われる場合については、継続扱いという形で判断させていただいております。

高市議長 よろしいですね。ほかにございますか。御質問。

8番(水野委員)新しくやられる権利者ですが、前の権利者と同じように有機農業でやられるのでしょうか。

12番(小林委員)一部有機でやる形です。その圃場に日本ミツバチを飼っていて、周りの農薬の影響を受けた花の蜜を吸ったときに、農薬を使っていると巣に入ってきて死んでしまうことから、環境のバロメーターとして日本ミツバチを飼っています。

8番(水野委員)ミツバチ、何のせいで死ぬかどうかわかるんですかね。

12番(小林委員)その辺は私もよく分からないんですけど、環境にやさしい農法を心がけているというようです。

8番(水野委員)もう一つ聞きたいんですけど、この方が今8反ばかり畑だか田圃だか作られてて、いきなりそこから1.5倍ぐらいの面積が増えて作りきれののかどうかという心配があるんですけど。

山口次長補佐 私の分かる範囲の中で説明させていただいて、足らなければ小林委員、すいませんが補足して下さい。

権利者の営農状況ということで、現在世帯員が3人で農業従事者が3名ということですが。実際に田圃につきましては30a、畑については48.8aということで、ここでプラスされる訳ですけど、3人の中でですね、御家族の中で従事日数が300日と300日という形で明記されていることから、これだけでも耕作して行ける力はあるという形で判断させていただきました。

8番(水野委員)やってもらえるなら結構なことだと思います。

高市議長 よろしいですか。

8番(水野委員)はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員でございます。

よって、議案第10号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第11号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第11号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成24年2月27日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請地ですが、申請地は、流山市加三丁目の畑、1筆で、1,388㎡でございます。次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者の夫に当たる方でございます。また、買取申出事由が生じた日につきましては、平成24年1月17日でございます。

議案案内函につきましては、7ページでございます。

今月の従事者証明願につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第11号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請代理人からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、今まで申請者の配偶者が主となり、年間150日ほど農業を行って参りましたが、昨年の夏ごろから身体のダルさを訴えたため、診断を受けたところ、膀胱がんであることが判明し、膀胱がんの摘出手術を行ったということでもあります。このため、平成24年1月17日付けで医師から農業に従事することが困難との診断が下されたため、買取り申出をしたいということで証明願があったものでございます。

申請地については、畑、1筆、1,388㎡でございます。

次に、申請地の状況ですが、温室が建てられ、ランキュラス、ダリア、ミニバラ等の鉢物が栽培されておりました。

最後に、生産緑地の指定が解除された後の土地の利用計画についてもお聞きいたしましたが、今のところ具体的なものはないということでありましたが、将来的には土地活用が行えればと考えているということでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、主たる従事者が農業に従事することが困難になったことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることなどから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございませんか。

14番(水代委員)また、参考までに質問なんですが、これ買取りしなきゃいけないんですか。

山口次長補佐 今の質問について回答させていただきます。生産緑地については、それを解除するためには買取り申出をしなければならないと、で、買取り申出をしないということは生産緑地として継続して耕作を行うという条件になりますので、いずれかの方法ということになります。よって、今回は、買取り申出ということで解除したいという手続きになります。

14番(水代委員)分かりました。

高市議長 質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第12号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第12号

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について(市許可)
農委法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)を次のとおりとする。

平成24年2月27日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、権利者でございますが、流山市名都借の方で、職業は農業でございます。移転の原因は競売で、競売の対象地は名都借の田、5筆で、合計面積は3,532㎡でございます。

議案案内図につきましては、8ページでございます。

本件につきましては、先月の総会で御審議いただきました競売案件と同一のものでございまして、千葉地方裁判所松戸支部において、競売の期間入札の公告に付されまして、この入札期間は、平成24年3月29日から4月5日まで、売却決定期日は5月31日となっております。また、対象となっている土地が競売物件であったとしても、今回のように土地の地目や現況が農地の場合、落札された方は農地法の規定による許可等を得ることが必要となります。このため、本件につきましては、願出人が3条の許可基準に照らし合わせて、許可条件を満たしているかどうかをあらかじめ審査をしていただくものでございます。

御説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第12号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」(市許可)御報告いたします。

本案につきましては、先月の案件と同様、千葉県農地法第3条関係事務指針に基づき、民事執行法による「競売」により農地を取得するため買受けの申し出をすることができる者は、農業委員会の交付した買受適格証明書を有する者に限定されており、競売に参加しようとする者は、買受適格証明願を提出し、証明書の交付を受けるものとするとしてされていることから、買受適格証明願の提出があったものでございます。

買受適格証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定については、農地法第3条許可の申請があった場合における許可の判断基準と同趣旨により行うものとされております。

なお、農業委員会は、買受適格を有する旨を証明するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受け、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となった者から、当該許可申請書の提出があった場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をしてさしつかえない旨の議決をしておくものとされております。

今月は、先月と同一の農地について、1件の証明願の提出があり、現地調査と願出人からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、願出地でございますが、流山市東消防署の南東約100mに位置している田5筆、3,532㎡で、現況は雑草が繁茂し、耕作が放棄された状況でございました。

次に、願出人の営農状況であります。耕作面積は約0.7haで、農業従事者は、3人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございました。

願出理由でございますが、近くに競売物件が出たため、耕作に至便であることから、これを購入し、経営規模の拡大を図りたいということでございます。

なお、今回取得した場合には、埋め立てを行い、畑として耕作して行きたいということでございます。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条許可要件である、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないことから、全会一致をもって、証明相当とし、また、申請者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、同一内容の農地法第3条の許可申請書が提出された場合は、許可するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり証明し、申請者が最高価買受申出人等となり、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり証明し、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第13号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」(県許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページでございます。

議案第13号

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について(県許可)
農委法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)を次のとおりとする。

平成24年2月27日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましても、先ほどの議案第12号と同一の競売にかかわるものでございますが、権利者が流山市外の方であるため、許可権者は千葉県知事となるものでございます。初めに、1番でございます。権利者は柏市今谷上町にお住まいの方で、職業は会社員でございます。移転の原因は競売でございます。競売の対象地は名都借の田、5筆で、合計面積は3,532㎡でございます。

議案案内図につきましては、8ページでございます。

次に、議案書の10ページをお開きください。

2番でございますが、権利者は、茨城県取手市井野台に住所を置く学校法人でございます。移転の原因は同じく競売でございます。競売の対象地は名都借の田、5筆で、合計面積3,532㎡でございます。

議案案内図は、8ページでございます。

今月の県扱いは、以上の2件でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
須郷委員長。

須郷委員長 議案第13号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」(県許可)御報告いたします。

本案につきましても、議案第12号と同様、買受適格証明願の提出があったものでございます。

本案につきましては、千葉県知事許可案件であるため、農業委員会は、処理意見を付して知事に送付するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受け、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となった者から、当該許可申請書の提出があった場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をすべき旨の意見を付して知事に送付してさしつかえない旨の議決をしておくものとされております。

今月は、同一の農地について、2件の証明願の提出があり、現地調査と願出人からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、願出地でございますが、議案第12号と同様、流山市東消防署の南東約100mに位置している田5筆、3,532㎡でございます。

次に、願出人の営農状況であります。1番の方は新規に就農したいということで、現在は会社勤めの傍ら、50平方メートルほどの畑を借り、野菜を栽培しているということあります。

願出理由でございますが、平成21年に、新種のブドウ、シャインマスカットが出来たということを知り、苗木を購入し、栽培を開始し、一昨年には更に

20本を購入し、自宅庭で生育中とのことであります。

今回、近くに競売物件が出たため、耕作に至便であることから、申請地を購入し、自宅庭から20本のブドウ苗木を移植し、さらに120本の苗木を購入して将来は観光ブドウ園をオープンしようと考え、競売に参加をするため、買受適格証明願の提出があったものでございます。

なお、今回取得した場合には、水はけ用パイプの埋め込み、雑草の刈り取りを行い、棚は設けず、クリスマスツリー仕立て仕様の栽培方法を採用し、将来的には妻と長男に手伝ってもらい、また、近隣ブドウ農園の指導を賜り、平成28年度には、ネット販売や直売所、観光農園等での販売を行い、約400万円位の売り上げを見込んでいくということでございます。

次に、2番の方は、茨城県取手市に事務所を置く学校法人でございます。昭和62年に茨城県知事の認可を受け、専門課程教養学科、日本語学科、高等課程社会生活学科を設けており、学生数は外国人留学生を中心に約80名ということでございます。

現在、高等課程（高等課程というのは、中学校卒業生を対象とし、3年間の就学年数で、卒業生は高等学校卒業と同等の学歴が得られ、大学入学資格が付与されるということでございます。）その社会生活学科において、「自然と人間」の授業で、学校近隣の役員土地50坪ほどを借り、各種の野菜栽培を行っているということですが、現状の土地では狭く、十分な授業が行えないため、この土地を選定したということでございます。

今回取得した場合には、引続き高等課程社会生活学科の授業として、年間を通じ、ジャガイモ、大根、カボチャ、トウモロコシ等の栽培を予定しているということであり、農機具も用意して行くということでございます。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案のうち1番については、農地法第3条許可要件である取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保や耕作意欲が認められることから、全会一致をもって、証明相当とし、また、申請者が最高価の買受申出人又は次順位の買受申出人となり、同一内容の農地法第3条の許可申請書が提出された場合は、許可相当の意見を付して知事に送付するという結論に達しました。

次に、2番については、農地法第3条第1項ただし書きに基づく農地法施行令第6条第1項第1号八、同条第2項第5号及び農地法施行規則第19条第1項の定めるところにより、取得後にすべての農地について耕作の事業を行うと認められ、かつ、申請者が、教育を行うことを目的として設立された学校法人であり、取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、特に証明しない理由も見当たらないため、全会一致をもって、証明相当とし、また、申請者が最高価の買受申出人又は次順

位の買受申出人となり、同一内容の農地法第3条の許可申請書が提出された場合は、許可相当の意見を付して知事に送付するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番（水野委員）1番の方はそんなに問題はないと思うんですけど、2番の件なんですけれど、先ほど生徒数が80人というお話だったので、確かに高等課程の方は1人しかいない、外国人の方が20人、あとこれ以外の何とか科が7人だか8人だったような気がするんですけど、在学生徒数について確認します。

岡田局長 今、在学数が不明ということでした。確か社会生活学科、3名のうち1名の方が在学中であります。年度初めは、3名いたんですが今は1名であります。あと外国人、これは中国人とバングラディッシュ国籍の方で80人いますという報告をされたことを、確認をしています。あと、日本語学科は5人というふうに報告されておりました。

8番（水野委員）それに関してはいいんですけど、実際畑を作っているのが50坪くらいという話だったので、本当に、こちらまで来て遠いところ、20倍くらいの面積のところを作りこなせるのかなという心配がありまして、また、本当にこれが適格者なのかなという心配があるんですけど。1番の方は、自宅の庭で、10坪くらいでしたか。

山口次長補佐 50㎡ということですよ。

4番（中村彰男委員）確かにこれを見ますと、何も流山まで来なくても茨城で十分田園があって、何も競売に参加することもないでしょう。現地よく知っていますよ。すぐ耕作が出来ますか、既に種がこぼれて荒れている土地ですよ、搬入路も狭いですよ、せいぜい2トン車が乗用車しか入れないですよ。耕作を考えればすぐに出来る状態でないでしょう、そうはいつでも、今、証明相当ということで、本音と建前ですよ、要は競売に参加する資格ですよ。

高市議長 競売に参加する資格を証明するか否か、それが問題なんですよ。

14番（水代委員）事務局の方にお伺いしますが、この件です、例えば2の方は学校法人ですよ。学校法人の場合には、農地を購入する部分の案件に関してはどういう形になってるのか。それから、1番の方の方は、この方は50㎡しか作ってないんだから、実際のところ3反5畝ありますので、新規営農ということになる訳ですが、新規営農の場合にはある程度の新規営農としての資格、例えば耕作するに要するに耕起するような機械とか、それから収納する格納庫とかの条件等がですね、そういうものが整っているのでしょうか。

整っているんならば許可しなきゃいけないかなと思いますが、これが例えば学校法人が購入した場合に、本来ならばAという人が買って作りたかったものが、学校法人が転売しちゃったと、そういうことになるとおかしいものになってしまうし、そういう危険性があるのかどうか、縛りとかそういうものがあるのかどうか、ちょっと確認いたします。

岡田局長 水代委員から2点ほどありました。まず、第1点の学校法人の農地の取得の関係でございます。これについては農地法の中ですね、学校の目的とするところの利用に供される、いわゆる園芸とかに供されるということが前提となっておりますから、それが担保されるかどうかという点であります。悩ましいところもあるかも知れません。それで御懸念のところは、取得した後、何年か先に転売になってしまうかという恐れもあるので、それが第1小委員会で色々関係者から事情を確認させていただいたところです。その中においては、代理人ということで中々農業に詳しい者ではなかった関係から、詳細については聞き出せにくかったという点が事実の部分です。ここでは、基本的には、今、一人しか従事していないけれども、これからどんどん従事させていくというような方向性が示されておりまして、機械についてもその状況に応じて増やしていく。また、生徒をこちらに通学という形でなく、取手からこちらの方にマイクロバスなどによって送迎させて、その実習に当たるというようなことで、どのくらいのバスで、また、どのくらいの金額でバスを取得するのか、そういったところまでは具体的には聞きとることが出来ませんでしたけれども、漠然とした形での将来、その用地を農業の用に供して行くというようなおぼろげなところは示されたという点で、それを実行するかしないかはその取得後の部分でありますので、競売の落札した段階での話となると、当然それを実行して行かなきゃいけないということを、われわれ農業委員会にも逆に課せられて来るのかなということが思い浮かべられます。後者の方の柏市の方ですが、この方については、新規就農ということでですね、千葉県の方にも出向きまして、色々相談をした熱心な方で農業に参入したいという方でありました。ただ、本当にまだ計画的には、ちょっと飽くまでも私の感想ですけども、今、苗木を21本ほど植えておりまして、それがどんどん成長して行く過程の中で、何処に農地を求めたらいいかということで、千葉県の方にも相談をしながら、ヒアリングの中では他市の農業委員会にも相談したけれども、御指摘のように農機具がないからあんたは営農できないでしょうというようなことで、お断りというか、農地が提供できないよというような意味合いでのお言葉がありました。ただ、そういう最中にこのような競売の物件が出現したということでありまして、何らこれを拒む理由がないと、ここで新規就農という立場を取った場合には可能性としては低いということです。

(午後4時18分、青野委員退室)

高市議長 入札権の問題で、落札後は今のことは言えるんですけど、どっちが落札するかそれは分かりません。落札した件に関しては、就農にしてもどっちにしてもですよ、耕作することはこれは止むないこと、当然のことですからこれは。ですから、ただ入札に参画させてやってくれということに関してはですね、農業委員会としては何ともこれは言えない事情なんですよ、正直申し上げてね。ただ、皆さんと今相談をして御質問の中でですね、これは回答して行かないかならないんですけど、ただ、参画することに関してはこれはやむを得ないのじゃないかなというような、ですから全会一致でもってそういう話になった、第1小委員会の方はそういうような見方をされたということですよ。5番(酒巻委員)最初は全員手をあげませんでした。ところがその後色々話を聞いて、やむを得ないのかなという形になった経緯があるので、満場一致でOKしたんです。

高市議長 今、局長が申されたように、同じような案件が他市にもありました。それで競売に参画する人が、今回の学校法人でした。

5番(酒巻委員) そうした場合は、3年間は作らなければだめですよと、そういう話が出て、しょうがないかと、小委員会ではウーンという感じでした。

15番(石井委員) 第1小委員会では、今、酒巻委員が言ったような形で、また、今後、県の農業事務所でもこの件は審査されるので、その時に随分悩ましい問題だということで送付してもらわないと、ちょっと難しくて、なかなか小委員会では結論を出すのが出来なかったのです。

山口次長補佐 私の方から整理させていただきますけれども、今回の県扱いにつきましては、まず、どうしても農地法第3条の許可要件というものがございます。その許可要件の中にはですね、まず、取得した農地を取得後すべての農地を耕作すること、適切に耕作することと、それが認められるかどうか、あと、労働力の確保、要するに従事出来る方が本当にいらっしゃるのかどうか、それとあと、農業の効率的な利用の確保、要するに、ただ、作付けしてそのまま放置しておくのではなくて、やはり、効率的に利用させていくものがあるかどうか、あと、耕作意欲ですね、そういうものが要するに確認できなければ、許可しませんよと、いう形になっております。

1番の方につきましても、実際には新規就農なんですけれども、耕作して行く意思もある、労働力もある程度3年くらいしたら収穫できるようになったら会社を辞めて農業に従事して行きますということ、それとあと、効率的な利用ということで農機具は確かに今ございません。ございませんけれども、噴霧機程度は大きい物に換えて行くというようなお話をされてまして、あと、実際に3条の許可要件から外れるものが今実際に何があるのか、逆に、ここは流山市

の下限面積は30aですけれども、ここを取得することによって、30aはクリアできてしまうということで、否となるものがないということで確か小委員会の席上の中でも、否がないために認めざるを、証明せざるを得ないのかなというようなお話になってしまったのかと思います。あと、2番の学校法人につきましては、今言った農地法の第3条の許可要件があるんですけれども、ただ、この中でですね、一致しないものはいくつかあります。確かに人数的にどうなのか、耕作が効率的に出来るのかどうなのか、そういうものがありますけれども、農地法の施行令第6条第1項第1号八及び同条第2項第5号でですね、申請者が教育を行うために取得するもの、そういうものであれば、それは条件が多少なくても出来るというような例外規程というものがございます。それに合わせて行くと、どうしてもこれも否となる、許可できないものではないということになってしまいまして、許可できない理由を見つけることが出来ないの、とりあえず許可相当ということで県に送付するというような話に確かなったと思います。それで、県の方とも相談はさせていただいております。県の方も実際に現地確認、更にヒアリングをすると、というような形で手続きが今後されるのが予定されておりますので、そのような状況の中でどうなのかということ。まず、否定するものがないという状況の中で、御審議していただければと思いますけれど、よろしく願いいたします。

高市議長 今、説明がありました。

14番(水代委員) 大体、要約的に分かりました。資格があるならば、それでも結構です。その代わり、その許可を与えた、入札の権利を許可した農業委員会もそれなりのやはり責任を持って後々見届けて行かないといけないのはいかな、ということを行っている訳で、その点に関してですね、きちんとやってもらえれば私は構わないと思います。

山口次長補佐 今、水代委員からですね、お話ありましたように、許可後当初の目的と違う利用がされたときは、流山市も農業委員会意見を附して県に進達する訳ですけれども、最終的に県が許可します。ですので、県と市と連携を取ってですね、今後のその動き、当初の目的から逸脱したようなことがあれば、指導して行かなければいけないのかなと思います。もし、この方が落札した場合ですね。そういう形で進めて行きたいと思います。

高市議長 どこが落札するか分からないんだから、まだ。

14番(水代委員) だから、その資格の中に、例えば入札で新規営農ならば何年間は作って下さいよと、例えばこれを10年にするとか、学校法人であるならば確実に園地としての管理をなすようなことをきちんと10年間はやってくれ、20年間はやってくれよ、あなたの学校が続く限りはやって下さいよという、そういうようなやはり縛りは多分県の方に、そういうものは条件として流

山は許可しましたよというような捉え方でもって、やってもらいたいなと思います。

山口次長補佐 それにつきましては分かりました。今回この学校に対しても、また、新規就農に対しても県のヒアリングがございます、また、現地調査も、その時に併せて私の方からもですね、再度、県から見直していただきたいということで、申し添えさせていただければと思います。

岡田局長 水代委員のお気持ち、十分私も痛感しております。仮にここが落札した場合には我々が今度責任としてですね、営農指導して行かなければいけない、継続性、しかも確実性というものを担保させなければならないということでありまして、この段階での判断はかなり重いということで御認識していただきたいと同時に、ノーという理由が見当たらず、どうも悩ましいところが偶々ここに出してしまったということです。もしこれが流山市内にある学校法人であった場合には、目に見えますから、皆さんもねその場合にはどうしたらいいだろうかという判断が出来るのかなと思います。ここでは本当に、確実にここで農業を継続してやっていけるんだということの道を、私達が開けて行くのか、狭めて行くのかというところの判断ということでありまして、抽象的かもしれませんが、どうぞよろしく御理解と御判断いただければと思います。よろしくをお願いします。

高市議長 ほかに質疑ございますか。質疑なかったらこれより採決に移りたいと思いますけれど、よろしいですか。

(よろしいの声あり)

高市議長 それではですね、大変色々議論ございましたし、意見もございました。これより議案第13号について、原案のとおり意見書を付して、千葉県知事に送付し、申請者が最高価買受申出人等となり、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当の意見を付して千葉県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり意見書を付して、千葉県知事に送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第4号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページでございます。

報告第4号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成24年2月27日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市中及び前平井にございます農地、6筆で、合計面積は4,477㎡で、買取り希望価格は記載のとおりでございます。

本件土地につきましては、11月25日に開催されました農業委員会総会において、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願で御承認をいただきました方の農地でございます。本年の3月11日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為制限が解除されることになるものでございます。

議案案内図につきましては、9ページから11ページでございます。

御説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございますか。ございましたら、承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第5号「合意解約の通知について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第5号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成24年2月27日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番でございます。合意解約の通知がありました土地は、流山市南の畑、2筆で364㎡です。議案案内図につきましては、12ページでございます。本件の農地につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行っていた農地でしたが、耕作者と土地所有者の間で協議が行われ、農地の賃貸借を解約することについて合意がなされたため、今回の通知があったものでございます。

次に、2番でございますが、この2番から7番までは先ほど御審議いただきました、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から7番についての中で御説明をさせていただきました農地でございます。今までの利用権の設定を行っていた農地でしたが、ここで農地の賃貸借を解約すること

についての同意がなされたため、今回の通知があったものでございます。なお、御説明は借受者が同じ方で、農地の所在地につきましても一団の農地として連たんしておりますので、本件の2番から7番につきましても一括して御説明をさせていただきます。

初めに、合意解約の通知がありました土地は、2番から7番までの6件の合計で、筆数は8筆、面積は合計で4,117㎡でございます。議案案内図につきましては、6ページでございます。

今月の合意解約につきましては、以上の7件でございます。よろしくお願いいたします。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特になさうです。次に進みます。

高市議長 次に、報告第6号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第6号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14項の規定により、次のとおり事業計画書の提出があったので報告する。

平成24年2月27日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、国の認定を受けた電気通信事業者が通信のための中継施設を設置する場合には、農地法施行規則の規定により、農地転用の許可等は不要となるものでございます。このため農地転用の申請ではなく、これに代えて、事業計画書の提出があったものでございます。今月は、2件の提出がありましたが、事業者並びに転用目的も同一の内容でございますので、一括して御報告をさせていただきます。

初めに、事業者でございますが、事業者は東京都港区に住所を置く認定電気通信事業者でございます。土地につきましては、1番は流山市流山八丁目の畑、1筆、面積は182㎡のうち4㎡です。2番につきましては、流山市向小金三丁目の畑、1筆、面積は413㎡のうち4㎡でございます。次に、転用目的ですが、1番、2番ともに、携帯電話用無線基地局を設置するものでございます。議案案内図につきましては、1番が13ページ、2番につきましては14ペー

ジでございます。

報告第6号については、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。
高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

ほかに何か質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第7号「平成23年賃借料水準について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の15ページでございます。

報告第7号

平成23年賃借料水準について

平成23年の田(水稻)及び畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を、次のとおりとする。

平成24年2月27日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

農地の賃貸借料につきましては、改正農地法の施行に伴いまして、標準小作料制度が廃止されたところでございます。そしてこの標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りをしている賃借料がいくりに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、併せまして農家の皆様に賃借料水準として情報提供をすることとされました。

本市につきましても、農地の貸し借りをを行うとき、賃借料を決める際の参考としていただくために、市のホームページや農家向け回覧の農業委員会からのお知らせ、これの中で情報提供を行って行くところでございまして、平成23年の田の賃借料、そして畑の賃借料につきましては、計算をいたしまして、議案書に記載させていただきました金額として出て参りました。また、情報の収集や情報の提供に当たりましては、国等から示されました手順や方法に従って、毎年行っておりまして、今回は平成23年1月から12月までの1年間のデータ、田は40件、畑につきましては69件のデータを基に集計が出来ましたので、新しい賃借料情報にですね、更新をいたしまして農業者の方へお知らせをして行きたいと考えております。なお、この賃借料情報は、飽くまでも、農地の賃貸借をする場合の目安としていただくものでございます。同じ農地の中でもですね、貸し借りをする農地の場所とか農地基盤の状態によって、それぞ

れ違いますので、実際に賃借料を決める際にはですね、当事者間の話し合いを通しまして、この賃借料水準を基にですね、適正な金額を決めていただければというふうに思います。委員の皆様にも農家の方から賃貸借をしたい、その場合の賃借料はどのくらいになっているかというような御相談がありました場合には、一つこの賃借料水準を一つの目安としていただきまして、これに現地の状況等を加味していただいでですね、貸し手、借り手、お互いの話し合いの中で最終的に決めていただく、という形で御指導いただければというふうに思っております。なお、こちらの新しい水準額につきましては、また、市のホームページの更新等をして、広く皆様にお知らせをして行きたいというふうに思っております。御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

ほかに何か質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第8号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の16ページをお開きください。

報告第8号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年2月27日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

本件につきましては、相続によって農地を取得したため、届出があったものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は流山市三輪野山にお住まいの方で、平成22年5月29日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市三輪野山にございます農地、6筆で、763.47㎡でございます。

次に、2番ですが、届出者は流山市思井にお住まいの方で、平成23年1月9日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市思井にございます農地、2筆で、1,543㎡を取得されたものでございます。

今月の相続の届出は、以上の2件でございました。

次に、議案書の17ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が14件ございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が11件、宅地拡張が1件、資材置場が2件ございました。

今月の5条の届出は、以上の14件、30筆、17,044.54㎡、地目別の内訳につきましては、田が11筆、1,203㎡、畑が19筆、15,841.54㎡ございました。

なお、4条の届出は、今月ございませんでした。御説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特になさいますので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時12分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年2月27日

流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員会 委員 小倉 節子

流山市農業委員会 委員 山崎 日出男